

介護保険では、所得の低いかが介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）やショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用する場合、食費・部屋代の負担軽減を行っています。なお、8月から第3段階が細分化され、預貯金額の条件や負担限度額の一部が変更されます。

手続き方法

昨年度、負担限度額認定証をお持ちで、今年度も該当が見込まれるかたには負担限度額認定申請書を6月中旬に送付しています。必要に応じて手続きしてください。また、申請時には預貯金などが確認できる書類（通帳の写しなど）の提出が必要です。負担限度額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができません。申請が遅れると、軽減の適用が遅れるので、早めに申請してください。

利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象となる条件		部屋代						食費 (ショートステイ)	
			多床室		従来型個室		ユニット型個室的多床室	ユニット型個室		
			特養など	老健、療養	特養など	老健、療養				
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円 (2,000万円)以下	0円	0円	320円	490円	490円	820円	300円 (300円)	
第2段階		年金収入額+その他合計所得金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)以下	370円	370円	420円	490円	490円	820円	390円 (600円)
第3段階①	世帯全員が市民税非課税	年金収入額+その他合計所得金額が80万円超120万円以下	550万円 (1,550万円)以下	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円 (1,000円)
第3段階②		年金収入額+その他合計所得金額が120万円超	500万円 (1,500万円)以下	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	1,360円 (1,300円)
第4段階	上記以外のかた		食費、部屋代の軽減なし							

※年金収入額には、非課税年金も含む。

※特養などには、特別養護老人ホーム（小規模なものを含む）、短期入所生活介護を含む。

※老健、療養には、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を含む。

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けているかたに、8月1日から有効な新しい介護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。古い介護保険負担割合証は8月1日以降無効となりますので、市役所へ返却してください。

※介護保険負担割合証は基本的に申請する必要はありません。紛失や破損など、再発行が必要な場合には申請してください。